

令和 8 年度税制改正のポイント

物価の上昇に合わせ、所得税の負担を軽減します！

- 所得税の基礎控除等を見直し、働き控えの解消と手取りの増加に取り組みます
- 具体的には…
 - ・ 基礎控除等の額は、今後、物価上昇に連動して、定期的に引き上げていきます
 - ・ 令和8・9年分の基礎控除・給与所得控除の最低保障額は、直近2年分の物価上昇率を反映して、それぞれ4万円、**計8万円引上げ**「三党の合意」を踏まえた先取りとして、それぞれ5万円、**計10万円引上げ**
⇒ 今回の見直しで、**最大18万円の引上げ**
 - ・ 中間層にも配慮して、**年収665万円まで特例の上乗せ額を拡充します**
※給与所得の全納税者の8割をカバーすることになります。
- 全ての納税者にとって、**所得税の負担が生じ始める年収水準は少なくとも178万円以上**に！

<年収階級別の減税額（万円）> ※7年度税制改正の効果を含んだもの

200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	800 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
2.7	2.8	2.8	4.7	5.6	3.8	2.8	4.6	4.6

自動車税・軽自動車税の環境性能割を廃止します！

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、**令和7年度末で環境性能割を廃止**
- 地方税の減収分については、**安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当**

※ 令和7年度税収（地財ベース）：1,889億円（うち都道府県分：890億円、市町村分：999億円）

ガソリン税に加え、軽油引取税の当分の間税率を廃止します！

* ガソリン税の当分の間税率は、令和7年12月31日に廃止（53.8円/L → 28.7円/L）

- **軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止**（32.1円/L → 15.0円/L）
- 当分の間税率の廃止に係る安定財源確保（約5,000億円）について具体的な方策を引き続き検討。**安定財源確保までの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置※において適切に対応**

※ 運輸事業振興助成交付金及び軽油引取税の特別徴収義務者交付金に係る経費についても、引き続き前年度と同水準を確保

- 高市政権初の税制改正となる令和8年度税制改正では、**基礎控除等の見直し**、**環境性能割**・**軽油引取税の当分の間税率の廃止**をはじめ、**物価高への対応**、「**強い経済**」の実現、「**公平性の確保**」などの重要な課題に、税制面からしっかりと取り組みます。

1 物価高への対応（基礎控除等見直し以外）

- ・ **マイカー通勤の通勤手当**の非課税限度額を引き上げます 例 65km以上75km未満：月31,600円 → 45,700円
95km以上 : 月31,600円 → 66,400円
- ・ **従業員への食事支給**の非課税限度額を引き上げます（月3,500円→7,500円）
- ・ 中小企業が取得時に**全額損金算入できる減価償却資産**の額を**40万円**に引き上げます（現行：30万円）

2 「強い経済」の実現に向けた対応

- ・ 全業種を対象に、大規模・高付加価値の投資を促す**「大胆な設備投資促進税制」**を創設します
- ・ **研究開発税制**に、AI・量子・バイオ等戦略分野の試験研究を促す**「戦略技術領域型」**を創設します
- ・ **中小企業向けの賃上げ促進税制**は、**現行制度を維持**します（大企業向けは廃止）
- ・ 住宅ローン控除は、**中古住宅の支援**を拡充します（借入限度額引上げ、床面積要件の緩和 等）
- ・ **NISA**のつみたて投資枠を**0～17歳に拡充**します（年間60万円、限度額600万円）

3 活力ある地方・中小企業の後押し

- ・ 産業用地整備の際に、土地等の譲渡所得の税率を軽減する**「産業用地整備促進税制」**を創設します
- ・ **中小企業向け研究開発税制**に、3年間の**繰越税額控除**を導入します
- ・ **事業承継税制**の**計画提出期限を延長**します（法人：令和9年9月末、個人：令和10年9月末）

4 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ・ 都市も地方もお互いに支え合う観点から、**偏在性の小さい地方税体系の構築**に向けた具体的な検討を進めます

5 子育て環境の整備・暮らしの安定

- ・ 住宅ローン控除の子育て世帯等への上乗せ措置の対象を、**中古住宅**まで拡充します
- ・ ひとり親控除の控除額を、所得税は**38万円**（現行35万円）に、個人住民税は**33万円**（現行30万円）に拡充します
- ・ 高校生年代の扶養控除は、現行制度を維持します（令和9年分の所得税・令和10年度の個人住民税）
- ・ オーバーツーリズム対策強化等のため、**国際観光旅客税**を出国1回**3,000円**に引き上げます（現行1,000円）

6 税負担の公平の確保

- ・ 通信販売される輸入品に係る消費税制度を適正化し、国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保します
- ・ 税負担の公平性の観点から、**極めて高い水準の所得に対する負担**の適正化措置を見直します
(対象：年間所得約30億円以上(200人程度) → 約6億円以上(2,000人程度))
- ・ インボイスの2割特例は、個人事業者について、**納税額を売上税額の3割**とできる措置を更に**2年間実施**します
(令和9・10年分)。8割控除は、最終的な適用期限を2年延長した上、引下げのペース・幅を緩和します
- ・ ふるさと納税の特例控除額に**定額上限**（給与収入1億円相当）を**設定**する等、健全な運用に向けた見直しを行います
- ・ 道府県民税利子割に、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する**清算制度**を導入します

7 自動車関係諸税の見直し（環境性能割・軽油引取税当分の間税率廃止以外）

- ・ エコカー減税について、燃費基準の達成度を引き上げた上で、**2年延長**します

8 防衛力強化に係る財源確保

- ・ 防衛力強化の財源確保のため、既定の方針に沿って、**所得税額の1%の防衛特別所得税**を令和9年1月から導入します。足下の家計負担を増加させないよう、**復興特別所得税**の税率を1%引き下げます（課税期間は延長）

9 ガソリン・軽油の当分の間税率廃止、教育無償化の財源確保

- ・ まずは、租税特別措置の適正化、税負担の公平の確保を通じて確保された税収を活用します
(賃上げ促進税制の見直し、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等（約1.2兆円）)